

規 定

第1章 総 則

- 第1条 本会は運営にあたり会則のほか規定を定める。
第2条 規定は、隨時審議され、時宜に応じた運営が行われるよう改められる。

第2章 書記・会計

- 第3条 本会の書記の任務は次の通りとし、本規定により書記がこれを行う。
1. 運営委員会の議事、ならびに本会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録、通信その他の書類等を保管する。
3. 会長の指示に従って、本会の庶務を行う。
- 第4条 本会の会費は、一世帯1ヶ月 250 円とする。
- 第5条 年度予算及び補正予算については運営委員会で協議の上作成する。
- 第6条 予算計画書外の特別支出を要するときは、運営委員会の承認を得る。
- 第7条 本会の会計の任務は次の通りとし、本規定ならびに会計事務取扱内規により会計がこれを行う。
1. 総会及び運営委員会の承認を得た予算に基づいて会計事務を行う。
2. 半期終了毎、会計事務の執行、帳簿その他につき会計監査を受け、その期間の主なる収入支出、その他につき説明を行う。

第3章 組織

- 第8条 本会の学級代表委員会の活動は、次の通りとする。
1. 学年の活動計画に関する事項
2. 学年、学級相互の連絡調整に関する事項
3. 学年、学級の会員相互の親睦及び向上に関する事項
4. 学校PTA行事の協力事項
5. 会員への連絡に関する事項
- 第9条 本会の専門委員会の活動は、次の通りとする。
- 文化厚生委員会
1. 児童の文化活動に関する援助協力事項
2. 会員に関する文化活動の企画・実施に関する事項
3. 児童の保健・体育行事に関する協力事項
4. 会員のため、保健体育・給食の行事の企画・実施に関する事項
- 広報委員会
1. PTA会報発行等広報活動に関する事項
2. 学校行事及びPTA活動に関する記録、写真の整備、保管
- 安全委員会
1. 児童の校外生活指導に関する協力事項
2. 児童の交通安全に関する事項
3. 児童の安全保護に関する事項
4. 校内外の教育環境整備に関する事項
- 選考委員会
1. PTA本部役員・会計監査の候補者選出に関する事項

第4章 慶弔

- 第10条 教職員の慶事(結婚・出産)については、本会より祝金を贈る。但し、その金額は5千円とする。
- 第11条 教職員・その一親等及び児童・父母の弔事に関しては、本会より弔慰金を贈る。但し、その金額は5千円とする。
- 第12条 教職員・児童が学校内において不慮の事故により2週間以上病休、欠席する場合は、本会より見舞金を贈る。但し、その金額は3千円とする。
- 第13条 会員がPTA活動の協力において不慮の事故により全治3週間以上の場合は、本会より見舞金を贈る。但し、その金額は3千円とする。
- 第14条 教職員の転退職に際しては、慰労金を贈る。但し、その金額は本校在職年数(1年2千円)に応ずる。
- 第15条 本慶弔規定以外の慶弔に関しては、運営委員会で決定するものとする。
- 第16条 弔問に関しては、葬儀参列内規に従う。

附 則

1. 本規定は、昭和55年4月1日より施行する。
2. 昭和63年5月6日規定一部改正
3. 平成7年4月20日規定一部改正
4. 平成13年4月21日規定一部改正
5. 平成17年2月24日規定一部改正
6. 平成21年1月21日規定一部改正
7. 令和3年5月13日規定一部改正